

# 平成29年度環境省重点施策 (廃棄物・リサイクル対策関係抜粋)

## 環境省

環境省が平成28年12月に公表した平成29年度環境省重点施策について、廃棄物・リサイクル対策に関連するものを抜粋しました。

### ● 東日本震災からの復興・創生

#### 1. 福島県における取組

(3) 放射性物質に汚染された廃棄物の処理の実施等

【主な措置】 (金額は百万円単位)

- ・放射性物質汚染廃棄物処理事業等【復興特】  
185,123 (214,021)  
(うち福島県内分) 149,050 (167,373)

(5) 帰還困難区域における必要な措置の実施  
(金額は百万円単位)

- ・復興拠点内環境回復事業(仮称)【復興特】  
30,904 (0)

(※) 帰宅困難区域については、福島復興特措法など所要の法整備がなされた上で、必要な役割を果たしていく。

#### 2. 福島県以外における取組

指定廃棄物等の処理における必要な措置の実施

【主な措置】 (金額は百万円単位)

- ・放射性物質汚染廃棄物処理事業等【復興特】  
(再掲)  
185,123 (214,021)  
(うち福島県以外分) 36,073 (46,648)

#### 3. 放射性物質汚染対策の加速化に向けた組織改革 (事項要求)

### ● 循環共生型社会の構築

(1) 2030年度目標の実現

① 2030年度目標の実現に向けた地球温暖化対策計画の着実な実施

【主な措置】 (金額は百万円単位)

- ＜地域における再エネ・省エネの普及促進＞
- ・低炭素型廃棄物処理・リサイクル設備導入の支援 【エネ特】 3,500 (2,900)
- ・廃棄物焼却施設の余熱等を利用した地域低炭素化モデル事業 【エネ特】 400 ( 200)

(3) 適応策

「気候変動の影響への適応計画」を踏まえた取組

【主な措置】 (金額は百万円単位)

- ・(新) 廃棄物・リサイクル分野における気候変動影響の分析及び適応策の検討 13 (0)

(4) 国際的取組

① 環境技術・産業の海外展開

【主な措置】 (金額は百万円単位)

- ・我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業  
360 ( 390)

② パリ協定及びG7の成果を踏まえた国際貢献

【主な措置】 (金額は百万円単位)

- ・(新) アジア・太平洋地域の災害廃棄物対策強化支援事業  
17 ( 0)

### 3. 将来の暮らしを支える資源循環の実現と安心・安全の確保

#### (1) 資源循環の実現に向けた取組等

##### ① 廃棄物処理施設・浄化槽の整備

【主な措置】 (金額は百万円単位)

- ・一般廃棄物処理施設の整備  
【一部エネ特】 51,240 (51,240)  
【28年度補正】 44,990
- ・浄化槽整備の推進  
【一部エネ特】 9,421 ( 8,421)  
【28年度補正】 1,000

##### ② 大規模災害に備えた防災・減災

【主な措置】 (金額は百万円単位)

- ・大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討事業  
441 ( 4)  
【28年度補正】 299

##### ③ 国内外の適正な資源循環の推進に向けた施策の充実

【主な措置】 (金額は百万円単位)

- ・国内外の適正な資源循環の推進など施策の充

実にに向けた検討

- ・富山物質循環フレームワーク等国際動向を踏まえた、次期循環型社会形成推進基本計画等検討事業

86 ( 51)

- ・食品廃棄物等リデュース・リサイクル推進事業費

68 ( 35)

- ・ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業

90 ( 100)

- ・産業廃棄物処理業のグリーン成長・地域魅力創出促進支援事業

100 ( 100)

#### (2) 安心・安全を確保するための取組等

##### ② 人の健康と良好な環境を守るための取組の推進

【主な措置】 (金額は百万円単位)

<人の健康やきれいな空気等を守るための取組>

- ・PCB 廃棄物の適正な処理の推進等

5,942 (5,850)

【28年度補正】 2,198

# 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案の閣議決定について

平成29年3月10日環境省報道発表資料より <http://www.env.go.jp/press/103794.html>

## 1. 法改正の背景

平成28年1月に発覚した食品廃棄物の不正転売事案などを受け、許可を取り消された廃棄物処理業者等に対する対応の強化や、不適正処理があった場合に行政機関による早期の実態把握・原因究明が可能な電子マニフェスト利用の強力な推進が必要となっております。

また、鉛等の有害物質を含む、電気電子機器等のスクラップ（雑品スクラップ）等が、環境保全措置が十分に講じられないまま、破砕や保管されることにより、火災の発生や有害物質等の漏出等の生活環境保全上の支障が生じており、対応の強化が必要となっております。

これらの課題に対処するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案」を平成29年3月10日（金）に閣議決定し、第193回国会に提出することとなりました。

## 2. 法律案の概要

### （1）廃棄物の不適正処理への対応の強化

- ① 市町村長、都道府県知事等は、廃棄物処理業の許可を取り消された者等が廃棄物の処理を終了していない場合に、これらの者に対して必要な措置を講ずることを命ずることができることとする。また、当該事業者から排出事業者に対する通知を義務づけることとする。
- ② 特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者

に、紙マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付に代えて、電子マニフェストの使用を義務付けることとする。また、マニフェストの虚偽記載等に関する罰則を強化する。

- （2）有害使用済機器の適正な保管等の義務付け  
人の健康や生活環境に係る被害を防止するため、雑品スクラップ等の有害な特性を有する使用済みの機器（有害使用済機器）について、
  - ・これらの物品の保管又は処分を業として行う者に対する、都道府県知事への届出、処理基準の遵守等の義務付け
  - ・処理基準違反があった場合等における命令等の措置の追加等の措置を講ずる。

### （3）その他

親子会社が一体的な経営を行うものである等の要件に適合する旨の都道府県知事の認定を受けた場合には、当該親子会社は、廃棄物処理業の許可を受けないで、相互に親子会社間で産業廃棄物の処理を行うことができることとする。

## 3. 施行期日

- 2（1）②以外：公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
- 2（1）②：公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

# 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律案の閣議決定について

平成29年3月10日環境省報道発表資料より <http://www.env.go.jp/press/103793.html>

## 1. 法改正の背景

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）は、有害廃棄物の環境上不適正な輸出入の防止を目的とするバーゼル条約の国内担保法です。平成4年の法制定から約25年が経過し、近年、循環資源の国際取引の増大に伴い、輸出・輸入ともに増加しています。

こうした中、輸出においては、雑品スクラップの不適正輸出や輸出先国からの不法取引との通報（シップバック要請）の増加や、使用済鉛蓄電池等の輸出先での環境上不適正な取扱い事案が発生するなどの課題が生じています。また、輸入においては、比較的有害性が低く有用な金属を含む廃電子基板等について欧州連合等との国際的な資源獲得競争が激化しており、競争上の不利な事業環境を解消するとともに、我が国の環境技術の先進性を活かし、世界の環境負荷の低減への貢献が期待されています。

本法律案は、こうした状況を踏まえ、不適正な輸出入の防止と我が国のリサイクル技術の有効活用を図るための措置を講じようとするものです。

## 2. 法律案の概要

(1) 「特定有害廃棄物等」の範囲の見直し

① 輸出先国において条約上の有害廃棄物とされている物を、我が国においても特定有害廃棄物等として、輸出承認を要件化する。あわせて、規制対象物を法的に明確化する。

② 途上国からの再生利用（リサイクル）等に適した廃電子基板等の輸入について、輸入承認を不要とするよう、規制対象物の範囲を見直す。

(2) 特定有害廃棄物等の輸出に係る規制の適正化

輸出先の環境汚染防止措置について環境大臣が確認する事項を明確化する。

(3) 特定有害廃棄物等の輸入に係る認定制度の創設・輸入手続緩和

輸入事業者及び再生利用等事業者の認定制度を創設し、認定輸入事業者が、認定再生利用等事業者による再生利用等のために特定有害廃棄物等の輸入を行う際の、輸入承認を不要とする。

## 3. 施行期日

本法律案の規定については、公布の日から1年6か月以内で政令で定める日に施行することとします。